

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成29年9月27日 午前10時00分開議

日程第1	議案第53号	壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第54号	壱岐市情報公開条例及び壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第55号	壱岐市手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第56号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第57号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第58号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第59号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	認定第1号	平成28年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定・本会議・認定
日程第9	認定第2号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第10	認定第3号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第11	認定第4号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第12	認定第5号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第13	認定第6号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第14	認定第7号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第8号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第9号	平成28年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	要望第2号	市道【瀬戸・大左右線】から県道【勝本・石田線】の取替えについての要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第18	要望第3号	長崎県知事に図書館図書費決算額の虚偽報告した教育委員会が杜撰で誤謬な決算額についての要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択

日程第19	陳情第2号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第20	要望第4号	漁業生産活動に欠かすことの出来ない漁業用燃油に対しての応分の支援に対する要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	要望第5号	小島及び元小島他の環境整備に関する要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第22	要望第6号	人事課を設置されて法に従い管理職々員の任用を求める要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第23	要請第1号	「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」採択のお願い	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第24	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・了承
日程第25	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・了承
日程第26	発議第7号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・可決
日程第27	発議第8号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・可決
日程第28	発議第9号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・可決
日程第29	発議第10号	道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・可決
追加日程第1	議案第60号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	市長 議案説明・質疑・委員会付託省略・討論・可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 呼子 好君
9番 音嶋 正吾君	10番 町田 正一君
11番 鶴瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 豊坂 敏文君	16番 小金丸益明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君
監査委員	吉田 泰夫君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さんおはようございます。会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川博一市長より追加議案2件を受理しております。

---

**日程第1. 議案第53号～日程第23. 要請第1号**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第53号壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから、日程第23、要請第1号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」採択のお願いについてまで、23件を一括議題とします。

本件について、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第53号壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、原案可決。議案第54号壱岐市情報公開条例及び壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。議案第55号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第57号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第58号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）原案可決。認定第2号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第3号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第4号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会報告書、本委員会に付託された陳情等は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置の順番で報告いたします。

陳情第2号、平成29年9月13日、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見、なし。措置、意見書提出。要望第3号、平成29年9月13日、長崎県知事に図書館図書費決算額の虚偽報告した教育委員会が杜撰で誤謬な決算額についての要望、審査の結果は不採択とすべきもの、委員会意見、下記のとおり。

委員会の意見としては、要望第3号は、議会、監査委員が審議した決算額には間違いなく、壱岐市教育委員会が長崎県教育庁からの調査依頼の報告時に記入間違いを起こしたとのことであり、決算額の虚偽には当たらないと判断し、不採択とした。

今後、市民からの疑念を抱かれないように、校舎を含めて、教育委員会内での文書の供覧等のシステムを徹底し、正確な報告業務に当たることを強く指導し、再発防止に全力で取り組むことを求める。

要望第6号、平成29年9月13日、人事課を設置されて法に従い管理職々員の任用を求める要望、審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、下記のとおり。措置、なし。

委員会の意見、要望第6号は、壱岐市においては、人事や給与に関する事務は総務課職員班で行い、適切に業務を遂行している。さらに、職員の昇任については、人事評価や能力評価などを参考に任命権者たる市長が選考しており、県内13市においては、昇任試験を実施している市は

ないとのことにより、不採択とした。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。呼子産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（呼子 好君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（呼子 好君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果を報告します。

議案第59号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。認定第5号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第6号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第9号平成28年度壱岐市水道事業会計決算認定について、認定。

委員会意見、決算認定の未収金対策について、税や使用料等全庁一体的な債権回収計画と合わせ、外部委託など、第三者機関の設置も含め早急に対策を講じること。

次のページ、委員会報告書、本委員会に付託された要望等は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置。

要望第2号、平成29年9月13日、市道【瀬戸・大左右線】から県道【勝本・石田線】の取替えについて、不採択とすべきもの。下記のとおり。なし。

要望第4号、平成29年9月13日、漁業生産活動に欠かすことの出来ない漁業用燃油に対するの応分の支援に対する要望、不採択とすべきもの。下記のとおり。市長へ送付。

要望第5号、平成29年9月13日、小島及び元小島他の環境整備に関する要望、採択すべきもの。下記のとおり。市長へ送付。

要請第1号、平成29年9月13日、「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」採択のお願い、採択すべきもの。なし。意見書提出。

委員会意見、要望第2号は、狭隘な未改良区間の県道と現市道を取替えた場合、側溝補修、維持管理などに要する費用が増大すると思慮されることから、市内部で再度検討され、要望路線の取り替えをしない方針を決定した。また、この結果を平成24年12月に現振興局建設部に対し伝達し、双方ともに合意しているため不採択とする。

要望第4号は、沿岸漁業を取り巻く環境が依然として厳しい状況は十分理解できるが、現段階において、市の財政状況を鑑みると、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填金支払い基準を超える原油価格ではないため、不採択とする。なお、特定有人国境離島地域の地域社会維持関係補助金制度において、周辺海域における外国船の調査、監視を行う漁船に対する燃料代支援対策メニューを新法へ盛り込むよう、市は県と協力して国に対する要望活動を継続すること。

要望第5号は、小島神社を含む周辺の自然景観の良さから、年々訪問者が増えており、パワースポット化してきている。要望の趣旨は十分理解はできるが、政教分離の原則や整備箇所の土地所有者問題などの観点から、要望事項全てを完全実施できないと解する。但し、防波堤下遊歩道については、基礎部分が露出し、歩行に支障を来していると思われるので、整備の必要があると思慮する。また、整備する場合には、自然環境に配慮した工法を用いるとともに、現在の景観を損ねることがないように留意すること。

以上。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（呼子 好君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。赤木貴尚予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○予算特別委員長（赤木 貴尚君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第56号、件名、平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。中田 恭一決算特別委員長。

〔決算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○決算特別委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案番号、認定第1号、件名、平成28年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定することにしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第53号壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第53号壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号壱岐市情報公開条例及び壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第54号壱岐市情報公開条例及び壱岐市個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号壱岐市手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第55号壱岐市手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第56号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第57号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第58号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第59号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成28年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第1号平成28年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第2号平成28年度壱岐市国民健康保険事

業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第3号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第4号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第5号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第6号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第7号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第8号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成28年度壱岐市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第9号平成28年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、要望第2号市道【瀬戸・大左右線】から県道【勝本・石田線】の取替えについての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第2号市道【瀬戸・大左右線】から県道【勝本・石田線】の取替えについての要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第2号市道【瀬戸・大左右線】から県道【勝本・石田線】の取替えについての要望は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第3号長崎県知事に図書館図書費決算額の虚偽報告した教育委員会が杜撰で誤謬な決算額についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第3号長崎県知事に図書館図書費決算額の虚偽報告した教育委員会が杜撰で誤謬な決算額についての要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第3号長崎県知事に図書館図書費決算額の虚偽報告した教育委員会が杜撰で誤謬な決算額についての要望は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は、採択することに決定いたしました。

次に、要望第4号漁業生産活動に欠かすことの出来ない漁業用燃油に対しての応分の支援に対する要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第4号漁業生産活動に欠かすことの出来ない漁業用燃油に対しての応分の支援に対する要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第4号漁業生産活動に欠かすことの出来ない漁業用燃油に対しての応分の支援に対する要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、要望第5号小島及び元小島他の環境整備に関する要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、要望第5号小島及び元小島他の環境整備に関する要望は、採択することに決定いたしました。

次に、要望第6号人事課を設置されて法に従い管理職々員の任用を求める要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第6号人事課を設置されて法に従い管理職々員の任用を求める要望を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立少数です。よって、要望第6号人事課を設置されて法に従い管理職々員の任用を求める要望は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、要請第1号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」採択のお願いについて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要請第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択です。この要請は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、要請第1号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書」採択のお願いについては、採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第24. 諮問第3号及び日程第25. 諮問第4号

○議長（小金丸益明君） 日程第24、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第25、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町仲触の人権擁護委員、田口チズ子氏が平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として、勝本町仲触、末永厚子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

諮問第4号につきましては、石田町池田仲触の人権擁護委員、野本肇氏が平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として石田町本村触、福田祥一氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定いたしました。

次に、諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定いたしました。

---

## 日程第26. 発議第7号

○議長（小金丸益明君） 日程第26、発議第7号壱岐市議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。11番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 発議第7号、平成29年9月27日、壱岐市議会議長小金丸益明様、提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、壱岐市議会議員市山繁、同じく音嶋正吾、壱岐市議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び

壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、壱岐市議会基本条例が施行され6年目を迎えているが、タブレット導入による議会運営など、議会背景も年々変わってきており、社会情勢の変化に適応した議会のあり方及び基本条例の目的を達成するため所要の改正を行うものである。壱岐市議会基本条例の一部を改正する条例、壱岐市議会基本条例（平成23年壱岐市議会条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。2、前項の規定にかかわらず、法定計画の軽微な変更については、議会運営委員会に諮り、議会の議決を要しないものとする。

第11条第1項第5号中、「地方税法」の次に、「（昭和25年法律第226号）」を加え、同条第2項ただし書中、第3号を同項第3号に改め、同条を第12条とする。

第5条第6項中、「設けることを原則とすること」を「設けることができる」に改め、同条を第6条とする。第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。第3章災害対応、災害時における議会及び議員の活動、第5条議会及び議員は、大規模災害等から市民の生命、身体、及び財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、議会及び議員としての体制の整備に努めるものとする。

2、災害対応に関し、必要な事項は別に定める。

以上、ただいま説明の追加変更等により各条項を順次変更するものとする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第7号壱岐市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第27. 発議第8号

○議長（小金丸益明君） 日程第27、発議第8号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。5番、赤木貴尚議員。

[提出議員（赤木 貴尚君） 登壇]

○議員（5番 赤木 貴尚君） 発議第8号、壱岐市議会議長、小金丸益明様、提出者、壱岐市議会議員赤木貴尚、賛成者、壱岐市議会議員町田正一、壱岐市議会議員呼子好。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、壱岐市行政組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改定する。第2条第2項第1号中、「健康保険課」を「保険課、健康増進課」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

[提出議員（赤木 貴尚君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第8号壱岐市議会委員会条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

---

**日程第28、発議第9号**

○議長（小金丸益明君） 日程第28、発議第9号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。5番、赤木貴尚議員。

[提出議員（赤木 貴尚君） 登壇]

○提出議員（5番 赤木 貴尚君） 発議第9号平成29年9月27日、壱岐市議会議長小金丸益明様、提出者、壱岐市議会議員赤木貴尚、賛成者、壱岐市議会議員市山繁、壱岐市議会議員久保田恒憲。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）、我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものである。そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく

負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年9月27日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

〔提出議員（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第9号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出については、原案どおり可決されました。

---

## 日程第29、発議第10号

○議長（小金丸益明君） 日程第29、発議第10号道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。11番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○提出議員（11番 鵜瀬 和博君） 発議第10号、平成29年9月27日、壱岐市議会議長、小金丸益明様、提出者、市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく牧永護、同じく中田恭一。

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書（案）、本市は九州本土の北部に位置する離島で、地理的・地勢的に極めて大きなハンディキャップがあり、今まさに人口減少や市民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に直面している。

こうした中、農林水産業や観光などの地域産業の活性化を図っていくためには、物流の効率化や交流人口の拡大を図る道路整備が極めて重要であるが、本市の道路整備はまだ道半ばの状況である。また、道路改良率は、本市離島においては著しくおこなれている状況である。さらに、通学路の整備、安全安心の観点からも早急な整備が必要であることに加え、高度経済成長期に整備した構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっている。

このため、国におかれては、本市におけるこれらの状況を十分考慮していただき、計画的かつ着実な道路整備の推進、並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を当初予算はもとより補正予算についても十分に確保するよう強く要望する。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、補助率等の嵩上げがなされているが、この特別措置は、平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され事業費が大幅に減少するため、道路整備がおこなれ地域間格差がさらに拡大することとなる。

よって、国におかれては、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、道路財特法の規定による補助率の嵩上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する道路整備事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年9月27日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第10号道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書の提出については、原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第1. 議案第60号

○議長（小金丸益明君） お諮りします。ただいま市長より、議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提出議案の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）につ

いて御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269億7,199万2,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更で、災害復旧事業債は、限度額3億2,280万円を3億7,880万円に、公共土木施設等災害復旧事業について、5,600万円を増額しております。それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

今回の補正は、8月の集中豪雨により発生しました災害復旧事業費について補正を行うものでございます。

まず、歳入について説明いたします。8から9ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、特別交付税で461万3,000円を増額いたしております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金は、今回の8月豪雨により発生いたしました農地等の災害につきまして、国庫補助事業の対象となる災害復旧事業を、農地50地区、農業用施設10地区の見込みで、事業費に対する受益者負担金として、既予算計上額に575万円を増額しております。

次に、15款2項8目災害復旧費県補助金農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金は、農地50地区分の災害復旧事業費に対し、補助率50%、農業用施設10地区分の災害復旧事業費に対し、補助率65%で、既予算計上額に3,475万円を増額しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金1億円は、災害復旧事業費に対し、国庫補助金及び地方債等を充当した残額について不足する財源に基金を取り崩し充当するものでございます。

次に、21款負債につきましては、4ページの第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。事業内容につきましては、別紙、資料4の平成29年度9月補正予算（案）概要で説明いたします。

2から3ページをお開き願います。10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費につきまし

ては、国庫補助対象の災害復旧工事費等について、既予算計上額に7,511万3,000円を増額しております。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費につきましても、小規模災害に係る修繕料、国庫補助対象及び単独災害復旧事業に係る測量設計業務委託料について既予算計上額に1億2,600万円を増額しております。

以上で、議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第60号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長（小金丸益明君）　ここで、白川博一市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君）　平成29年壱岐市議会定例会定例会9月会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員の皆様には、9月7日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議を賜り、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

今般の9月会議は、壱岐市議会が新体制となってから初となる四半期ごとの会議でございました。一般質問では、11名の皆様に御登壇いただき、議員各位と議論を交わす中で、私も心新たな思いをしたところであります。今後も、市民、皆さまの暮らしの向上と、本市の振興発展につながるためお互いに知恵を絞り、それらを実行に移し、ともに取り組んでまいりましょう。

さて、去る9月23日に開催いたしました有人国境離島法施行感謝の集いにつきましては、御多忙のところ多くの市民の皆様、そして議員の皆様にご出席いただき、まことにありがとうございます。おかげをもちまして満場の御参加をいただき、盛会裏に終了することができました。経過報告として、新法制定や予算獲得における谷川衆議院議員の大変な御苦勞をなされた貴重なお話をじかにお聞かせいただき、その熱意と行動力に改めて感銘した次第であります。

有人国境離島法の施行により、私たちは大きな恩恵を受けております。航路、航空路の運賃の低廉化、輸送コスト支援、滞在型観光の促進、雇用機会の拡充等の施策は既に実施されておりますが、壱岐市が独自に8月から立ち上げておりますI k i — B i z 壱岐仕事サポートセンター及び壱岐ふるさと商社を有機的に結びつけ、これからも、本法律を最大限生かすべく検討を行い、支援の拡充等についても要望していかなければならないと考えておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

早いもので、9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってまいりますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、日々御健康にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（小金丸益明君）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時22分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好